



まだ間に合う！ふるさと納税



今年も残すところ約2ヶ月となりました。
そろそろ今年の収入もなんとなく予測できる時期ではないでしょうか？

そこで今回は、まだ間に合うちょっとお得なふるさと納税について取り上げます。

ふるさと納税はカード決済ができる自治体であれば、12月31日までに手続きをすれば間に合います。
年末までなかなか収入の予測がつかない方は、
カード決済が可能かつ欲しいものがある自治体を事前に調べておくと良いかと思えます。

ふるさと納税は、食べ物だけではなくありません。
家電製品からゴルフのプレー券、自転車など、貰えるものは多岐にわたります。
ちょっと変わったものでは、パイオリンなんかもあるようです。

ただ、貰えるものは寄付する金額によって変わります。
そして、所得(確定申告書Bの②欄の金額)がいくらかによって、その方がお得に利用できる
上限額が変わります。



では、皆様がお得に利用できる上限額は？

所得金額	限度額	所得金額	限度額
190万円	45,000円	700万円	210,000円
350万円	101,000円	1,000万円	355,000円
500万円	143,000円	2,000万円	814,000円

ご自身の限度額を超えてしまうと
純粋な寄付の扱いになり、
税金の特典を受けられません。
また、限度額が高い方は、
貰った返戻品の価値が50万円以
上になってしまうと一時所得の
課税対象になりますので、ご注意
ください。

※こちらは概算の数字です。



その他の節税対策

上記以外にも下記のような対策が可能ですので、一度検討してみたいかがでしょうか。

1. 小規模企業共済の加入

小規模企業共済は一定要件の法人役員と個人事業主の退職金制度の一つです。
月70,000円を上限に、年内に支払った金額の全額を所得から控除することができます。
年払い出来ますので、年末までに加入手続きと支払いを済ませれば最大84万円の所得控除が受けられます。

2. 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)への加入

こちらは法人・個人事業主が倒産の影響を受けるのを防止するための共済制度です。
月200,000円を上限に、1年以内の前納分、240万円までについては、
支払った金額を全額経費として計上できます。
ただ、前納の場合は毎年手続きが必要となりますのでご注意ください。

3. 個人型確定拠出年金への加入

国民年金・厚生年金に加入している一定の要件の方が対象の制度です。
国民年金加入の方は月68,000円、厚生年金に加入している方は月23,000円まで掛けることができ、
こちららも支払った全額を所得から控除することができます。
ただし、年払いが出来ないため、今からですと来年度に向けての準備となってしまいます。

※これらの制度には解約制限や加入条件等ございますので、詳しくは担当者へお問い合わせ下さい。



さいとう税理士法人 KIZUNA通信 第12号

平成28年11月発行

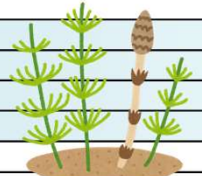
巻頭のご挨拶 代表 齊藤司享

裏面の出身地で大田区にしてあり
ますが、生まれたのは品川区だそう
です。でも一歳にもならないうちに
大田区に移ったそうで、また私の記
憶の中にも品川区は何もなく、出身
地は大田区と書かれています。
大田区は最初に長原、次に久が原
そして雪谷(現在の会社があるところ
です)に住みました。久が原で鶴
の木幼稚園に、雪谷で立正学園小学
校に3年生までいて、4年生から田
園調布小学校に編入しました。そして
中央大学に進学しました。
昭和五十一年に結婚して、最初は
田園調布南(駅は沼部)に住み娘が
生まれました。昭和五十六年に鶴の
木に引越しました。昭和五十八年
まで住んでいました。その頃が子育
て真最中で忙しかったのですが、今思
うにとっても充実した、楽しい時期
だったと懐かしく思い出します。
平成九年に現在まで住んでいる千
鳥町に引越しました。生まれて初
めて私の好み合った家を見てまし
た。嬉しかったです。現在も厭きも
しないので、新しい発見しながら、
楽しみながら住んでいます。
田園調布小学校の同級生で、とて
も豊かな感性をしているデザイナー
に遭遇できたのが幸せでした。
このように生まれてこられたほと
んどを大田区で、特に調布地区に住
んで暮らしています。とても住みよ
い素敵なところ、この地区に住め
て幸せだとこころみ感じています。
この地区がこの先もずっと素敵なと
ころになるように、少しでもお手伝
いをしていきたいと思います。

◎ 平成28年度確定申告 簡易スケジュール表

10月	初旬	
	中旬	生命保険料控除証明書が各生命保険会社より届く 地震保険料控除証明書が各生命保険会社より届く
	下旬	住宅借入金等特別控除申告のための残高証明書が金融機関より届く
11月	初旬	国民年金保険料控除証明書が日本年金事務所より届く
	中旬	国民年金基金証明が各基金より届く 小規模企業共済等掛金控除が独立行政法人中小企業基盤整備機構より届く
	下旬	
12月	初旬	
	中旬	
	下旬	給与所得の源泉徴収票を勤め先より受け取る 支払調書を受け取る 退職所得の源泉徴収票(退職時に受け取る)
1月	初旬	
	中旬	国民健康保険料控除証明書が各市区町村より届く(※発行しない市区町村もある) 公的年金の源泉徴収票が年金事務所より届く 年間取引報告書が各証券会社より届く
	下旬	医療費領収書(※1月中を目処にまとめる) 確定申告打合せ
2月	初旬	
	中旬	2月16日(木) 確定申告 申告受付開始
	下旬	
3月	初旬	
	中旬	3月15日(水) 確定申告 申告期限 3月15日(木) 所得税納付書での納付期限
	下旬	3月31日(金) 消費税申告期限 3月31日(金) 消費税納付書での納付期限
4月	初旬	
	中旬	所得税の口座振替納付の場合の振替日(4月中旬から下旬) 消費税の口座振替納付の場合の振替日(4月中旬から下旬)
	下旬	
5月	初旬	
	中旬	
	下旬	5月31日(水) 所得税延納の納付期限

委任状はこの時期に!!
早めの返信を
お願い致します



職員の出身地紹介 & お国自慢 ~東京編~

新事業コンサルティング部 市川



武蔵野市のおすすめは洋菓子店「アテスウェイ」です。味はもちろん、目にも美しいケーキはお土産にもぴったりです。吉祥寺駅からお店まで少し距離がありますが、お散歩ついでにぜひいらしてみてください。



医療経営コンサルティング部

尾台

豊島区のおすすめは、汁なし坦々麺です！池袋にある「中国家庭料理場」というお店です。山椒が効いているので痺れる辛さです。



高飾区は、寅さんの舞台にもなっている「紫又帝秋天」は全国的にも有名です。今でも週末になると観光バスがたくさんきます。帝秋天を抜けて江戸川の土手まで出て、矢切の渡しで千葉に行くのもいいですね。

新事業コンサルティング部 古川



会計コンサルティング部 三神

出生地は、東京銀座弥生町です。幼稚園入園前まで住んでいました。銀座の待ち合わせ場所といえど、ひと昔前までは、三越のライオン像でした。幼い私がまたがっているセピア色の写真が大切な思い出です。



医療経営コンサルティング部 吉川(東)

私の出生地・渋谷区恵比寿といえば恵比寿ガーデンプレイスですが元はサッポロビールの工場跡地。いまでも敷地内にあるサッポロビール本社の下に「エビスビール記念館」があります。入場料無料ですが500円払うと2種類のエビスビールが試飲できます。ビール好きの方にはオススメです！



相続コンサルティング部 谷島

目黒は目黒のお不動様が有名ですが、その横にある五百羅漢寺もとても見応えがあるお寺です。お不動様は毎月28日に縁日が開かれています。お不動様の仁王門の手前に「にしむら」という鰻屋さんがあり、縁日には長蛇の列となりますが、この鰻はとても美味しいです。土日でも結構並んでいます。目黒川の桜は有名ですが、かむろ坂の桜も素晴らしいです。車で通ると、両側から桜が覆いかぶさるように張り出しているので、とても感激します。毎年2回・3回とグルグル回ってきて、桜を堪能しています。



総務部 渡邊

平和島公園のバーベキュー会場。大田区の設備なので、週末の予約は困難ですが、広々していて大人教でのバーベキューにお勧めです。

<お問合せ先>

何でもお困りのことは、サイトウアソシエイツにお問い合わせください。

連絡先: サイトウアソシエイツ・さいとう 療理士 法人

TEL:03-3727-6111 FAX:03-3720-3207



医療経営コンサルティング部 久保

大田区のおすすめの場所は、田園調布にあるローザ洋菓子店です。チョコレートが激うまです。五人リミックスチョコレートは手土産にもいいですよ♪



代表 齊藤

大田区のおすすめ場所は、多摩川のサイクリングロードです。このサイクリングロードは、大田区の羽田から羽村市の取水場まであり、往復で100kmあります。週に1~2回ぐらいは丸子橋台六郷土手、1回ぐらいは丸子橋台羽田か丸子橋台羽村を自転車で走っています。四季折々の風を体に受けて走るのほんとでも気持ちよく、楽しいです。是非皆さんも走ってみてください。サイクリングでも、ランニングでも、ウォーキングでも、きっと楽しく気持ちよくなります。



相続コンサルティング部 手塚

私の生まれたのは大田区南六郷です。おすすめの場所は、萩中公園のプールです。公営のプールなので料金は非常に安いです。夏場は屋内と屋外があり、それぞれにウォータースライダーがあります。夏場以外は屋内だけになりますが、意外に人が少なく穴場です。子供が小さいときには、夏場自転車に乗せて毎週のように行っていました。夏場の2時間という時間制限はかえって小さい子にはちょうどよい時間でした。

